

戦後武道教育の経緯と今後の課題

History and Issues of Postwar Martial Arts Education

武庫川女子大学社会情報学部

竹繁 諒真

TAKESHIGE Ryoma

伝統文化教育とりわけ武道教育の理論の部分的更新を目標に、先行研究で示された武道の現代化の変遷をより細々に分析することを試みた。併せて、今後の武道教育の一方向性を検討した結果、多文化的な背景を持つ学習者への柔軟な対応という課題が浮かび上がり、武道教育がより学習者への配慮が必要である可能性を示唆した。

キーワード：伝統文化、武道、学校教育、教育社会学、学習指導要領

1. はじめに

2008年の学習指導要領の改正に伴い、それまで選択科目であった武道が完全必修化することになった。また、教育基本法の改正も背景となり多くの先行研究がこれまで示されてきた。

学校教育を取り巻く環境は、学習指導要領改正以降から今日に至るまでの15年あまりで大きく変化していると言える。とりわけ教育社会学の領域においてLGBTQ+などを含む多文化的な背景を持つ学習者のあり方が今日の学校教育において注目されている。これらの変化が学校教育に与えてきた影響は大きく、カリキュラムや学校としての運営方針なども文化的配慮や多様化する学習者の存在を無視することがないよう行われることが求められているのではないだろうか。

本稿の目的は、目まぐるしく変化する環境下に置かれる今日の学校教育における伝統文化教育とりわけ武道教育をとらえ直すことで伝統文化教育における理論の部分的更新や武道教育における一つの方向性を指し示すことである。

また、実践される伝統文化教育の中で武道を取り上げることの理由は次に示した通りである。

- ① 和文化教育において武道における学びが心の耕しおりであるとしてその意義が指示されているため。
- ② 今日の大衆化した学校教育において多くの学習者に関与することが予想されるため。
- ③ 過去に、必修科目であったという他の伝統文化教育とは異なる長い歴史があるため。
- ④ 学習指導要領において、必修科目として今日設定されていることから他の伝統文化教育よりもより学校教育に根ざしたものと考えられるため。

2. 方法

武道教育をとらえる上で、武道という事象がどのような歴史的背景を辿ったのか、その理論的展開をまとめた下島浩二・根上優（1981）は、武道の現代化がいかに形成してきたのかを段階別に指し示している。以降、年号の表記についても先行研究にならう。

まず、終戦後に学校教育から姿を消した武道が、昭和25年から28年ごろにかけて学校教育において柔道・剣道・弓道が体育科目に再生した第1段階。次に、中学校・高等学校ともに選択必修科目として柔道と剣道が導入され、一般の体育教師や地域の指導者に指導を付与するなど各地で武道教育の

実践が行われる第2段階。昭和30年代から40年代前半にかけて戦後初の「武道」というキーワードが表面化しその現代的意義を問うた第3段階。そして昭和40年代から下島・根上が研究を公開した当時（1981年）までを第4段階とした。この4つの段階は、学校教育とりわけ学習指導要領などを中心とした「格技」という表現に代わるものとしての「武道」という用語に注目するうえで大きな手掛かりになると考える。

本稿においては、伝統文化教育における理論の部分的更新と武道教育の一方向性を指し示すという目標達成のために先述した4つの段階を更新し、新たな段階がどのようなものであるかを検討することを試みる。

方法として、先述した下島・根上などをはじめとした武道学における先行研究でとられた言説分析や先行研究の検討から今日の武道教育をとらえるという分析方法を採用する。

また、教育という営みを社会とのかかわりの中から分析しカテゴリーの更新や新たな問題の発見という社会学的視点に立ち武道教育の理論をより精緻化するとともに学校教育への還元を試みる。

3. 戦後武道教育の経緯

本節では、先述した下島・根上（1981）による武道の現代化における4段階をより細々に分析し、戦後武道教育の概略をとらえ直すことを試みる。

① 第1段階

まず、武道教育は日本の敗戦によってその歴史に一度幕を下ろすことになる。それは、戦後日本の教育を見直す中で戦前の学校教育における武道が民族主義や超国家主義、軍国主義を助長するという理由で戦後のその活動がGHQによって全面的に禁止となつたためである（上坂康博 2016）。さらに、学校教育における影響として、「武道」という言葉そのものに武的な意味が含まれるとしてその使用が禁止された（下島・根上 1981）。これらの事象による武道禁止の経緯について、武道必修化に伴う教育改革の歴史について示した根上優（2010）は「苦い記憶」（根上 2010：4）という言葉で表現している。

この、第1段階に該当する昭和25（1950）年には、剣道に代わる競技として発案された「しない競技」の運営団体である全日本しない撓競技連盟が結成されている。また、柔道と弓道については運営団体である全日本柔道連盟と日本弓道連盟が昭和24（1949）年にすでに結成されている。しかし、剣道においてはその母体であった全日本武徳会の解散が背景となってその復活に苦戦し、「スポーツ」として武道とは異なる性格を有した「しない競技」を設定することで段階的に剣道の復活に向けて活動を開始するという道を取った（酒井利信 2016）。その後、昭和29（1954）年に全日本剣道連盟が結成され剣道も復活することになる。

この第1段階は、下島・根上（1981）による体育科目として学校教育にも復活していった時代であったとする言説と結び付ければ、戦後における武道が様々な形で復活し、学校教育にも段階的に浸透していった段階であると言えるのではないだろうか。

② 第2段階

昭和30年代には、武道とりわけ柔道と剣道の選択必修化が学校教育において実現されることになる。昭和31（1956）年に改訂された『高等学校学習指導要領——保健体育科編』によれば次の様に種

目の位置づけとして記されている。

(1) 運動の分類

運動の内容を導き出すために高等学校の時期に適当と考えられる運動を三つの主要な目標（身体的目標・社会的目标・レクリエーション的目標）と関連する度合によって、個人的種目・団体的種目・レクリエーション的種目の三つに分類した。

各運動種目は三つの主要な目標にそれぞれ関連をもつもので、どれか一つの目標に決めてしまうのには無理があることはいうまでもないが、このような分類の立場をとったのは、高等学校の時期の発達や卒業後の生活との関連を考えて指導計画をたて、また学習活動を展開する場合の便宜のためである。

またレクリエーション的種目は特に日常生活によりよく活用できるという立場でとりあげているので、これには一般に個人的種目や団体的種目のいずれかに分類できるものが含まれている。上の分類に所属するおもな運動種目は、次のようなものである。

a 個人的種目

徒手体操・巧技・陸上競技・柔道（男）・剣道またはしない競技（男）・すもう（男）

b 団体的種目

バレー・ボール・バスケットボール・ハンドボール・サッカー（男）・ラグビー（男）

c レクリエーション的種目

水泳・スキー・スケート・テニス・卓球・バドミントン・ソフトボールまたは軟式野球・ダンス

（文部科学省 1956：第2章第1節）

この改訂によって、男子の体育において武道は、柔道・剣道が選択必修として位置付けられることになる。また、現行の学習指導要領に示されている「稽古」や「伝統」といった文言はなく、あくまで身体競技の一つという位置づけとしてとらえることが適当であると認識できる表現にとどまっていると考える。下島・根上（1981）による第2段階についての次の指摘からも武道をスポーツとしてとらえる時代であったことが推察される。

昭和30年代になると中・高等学校の柔・剣道の選択必修化が実現され、一般の体育教師や地域の指導者に資格を付与する講習会が各地で実施された。この講習会を通して文部省の「柔・剣道はスポーツであり、格技系統の対人スポーツである」という方針が、広く地域社会にも浸透していった。（下島・根上 1981：19）

この、下島・根上（1981）の指摘は、今日の武道の試合競技的側面における競技者としての課題とりわけ柔道や剣道に代表される国際化した種目に伴う競技性（勝利至上主義）と武道としての基本的性格のバランスという問題にも大きく関与する指摘である。しかし、学校教育における武道教育により注目するため本稿においては記述するにとどめる。また、昭和35（1960）年の『高等学校学習指導要領』においては「格技」という表現が示されていることからも「武道」ではなく「格技」であることを学校教育における「武道」のとらえ方としていることを窺い知ることができる。

③ 第3段階

昭和40年代ごろになると、「武道」という言葉が使用されるようになり、学校教育における武道をどのように位置づけるかが大きな問題として注目されることになる（下島・根上 1981）。

鬼澤佳弘（2009）は、文部科学省にスポーツ青年局はあるが武道局が設置されていないと指摘する言説を取り上げスポーツ振興法²⁾において「武道」もまた「スポーツ」という言葉に内包される営みの一つとしてとらえることができると解釈し行政としての対応が行われていると示唆している。

また、鬼澤（2009）は「武道」という営みが学校教育に関与して行くことが昭和40年代にかけて定着していくと指摘している。この時期が、第3段階の時期である昭和40年代と近似することから「武道」という営みが学校教育に「格技」として定着した時期がこの第3段階であると言えるのではないだろうか。

他方で、なぜ「武道」ではなく「格技」という表現をとったのかその理由は、後述するが、金炫勇（2018）の「格技」という記述が「武道」と改められたことの理由によるのではないだろうか。金（2018）は、平成18（2006）年の教育基本法の改正について「理念法としての性格が後退し、教育に対する国家権力を拡大・強化する法律」（金 2018：5）であると指摘している。ともすれば、それ以前の教育基本法においては理念法の性格を内包しているという推察を可能にするのではないだろうか。

堀尾輝久（2015）は、教育基本法の背景にある日本国憲法そのものが昭和20（1945）年の敗戦を機に主権在民、基本的人権の尊重、戦争放棄を柱とした新たな憲法のもとでの新生日本の誕生という体制によって戦後レジーム³⁾という性格を有する社会が展開したとしている。その戦後レジーム（理念法）における事象の一つとして「武道」ではなく「格技」として学校教育に「武道」を関与させるという方策をとったとするのであれば「剣道」が「しない競技」として段階的に復活を目指した歴史的背景からも難しいことではなかったのではないだろうか。

つまりは、この第3段階は戦後レジームの性格を内包した学校教育において「武道」を「格技」として定着することに積極的であった時代だったと考えられる。

④ 第4段階

この第4段階について下島・根上（1981）は、「武道の現代化の到達点と『武道』という用語そのものが問われることになった。」（下島・根上 1981：19）とし、「武道」が現代（当時）においてどのような位置づけとして学校教育に関与していくかが検討された時代であったと示唆している。この第4段階に該当する下島・根上の言説は、武道はスポーツであるとしながらも柔道や剣道などの社会現象がどこまでスポーツないし武道としてとらえるのかという問題を検討したものであり「武道が『心身の可能性を開発していく豊かな人間科学としてスポーツの限界を超えたもの』になると考えられる。」

（下島・根上 1981：20）としていることからも武道が今後どのような方向性を示すべきかを示唆したものであったと考えられる。

また、鬼澤（2009）が昭和40年代以降の学校教育について「『教育の現代化』」（鬼澤 2009：37）と指摘していることからも現代化する学校教育に伴い「武道の現代化」が求められたのもこの時期であったのではないだろうか。

以上が、社会における「武道」の在り方及び現代化の変遷であるがそれ以降にどのような道筋を辿り今日の学校教育に武道が関与して行くのか次節にて示し、現段階で考察可能な範囲の次段階がどのようなものであるかを検討する。

4. 戦後武道教育の必修化

先述した前節の第4段階（昭和40年代）以降の武道学における先行研究において管見の限り学校教育との関係性を見出すことのできる研究は学習指導要領の改正が行われた平成元（1989）年以降である。

他方、重複するが「格技」として示されていた柔道・剣道等が学習指導要領において「武道」として表記が改められることになる。文部科学省（2007）は、その経緯について次のように示している。

平成元年3月改訂の学習指導要領において「格技」が「武道」と改められている。これは、21世紀を目指し社会の変化に自ら主体的に対応できる心豊かな人間の育成を図ることを基本的なねらいとした教育課程審議会の答申（昭和62年12月）に基づいて、学習指導要領の改訂が行われたことによるものである。

教育課程審議会の答申に盛り込まれた教育課程の基準の改善方針の一つに「国際理解を深め、我が国の文化と伝統を尊重する態度の育成を重視すること」が挙げられており、体育については、諸外国に誇れる我が国固有の文化として、歴史と伝統のもとに培われてきた武道を取り上げ、その特性を生かした指導ができるようにしたものである。

「格技」という名称は、そもそも戦後の武道教育の取り扱いの時代的経緯を踏まえ、昭和33年以降、主として学習指導要領上の一つの運動領域の名称として用いられてきたが、今日では、武道は国際的にも日本の伝統的な運動文化として広く理解されており、さらに武道学会、武道館等の名称も多く用いられていることなどを勘案すると、もはや社会的にも学問的にも武道を用いる方が適切である。

このようなことから「格技」を「武道」に改称し、武道の優れた内容を学習指導の中で重視していくこととしたものである。（文部科学省 2007：1）

この文部科学省の示す名称変更の経緯からも、「格技」という言葉は、段階的に「武道」を学校教育に内在させるという役割を果たしたと言えるのではないだろうか。

また、先述した金（2018）は文部科学省がこの見解を指し示すに至った経緯について示している。それは、文部科学省（2007）の内容とも一部重複するが、クローバル化する社会の中で、日本の伝統文化が国際的に注目され日本人にカテゴライズされる人々は諸外国において「サムライスピリット」（金2018：7）に精通していると認識されることが多くなったことに起因するとしている。また、諸外国の人々にとって自国の文化について宗教的または哲学的知見を有していることが当たり前のことで認識されていたことで留学生や他国で働く日本人が自国の伝統文化に関する知識が決して充分ではないことがより表面化したと指摘し、この事象が火付け役になったとしている。

この経緯についてであるが、先述した戦後レジームを内包した学校教育によって日本人が自国文化への見分が乏しいと評価されてしまう事態となった可能性は否定できないのではないだろうか。

とくに武道については、前節と一部重複するが、戦後レジームを内包した学校教育において武道は、その独自性の一つである武的な性格とはある意味異なるスポーツというメタファーで学校教育に内在することになった。そのため、諸外国において日本人が自国の伝統文化とりわけ「サムライ」や「武士道」に代表される武的な性格を有する文化である武道についての知識が充分ではないと評価されうる状況を作り出してしまったのではないだろうか。

かくもあれ、以上の経緯により「格技」という表記が「武道」に改められた。そして、平成18(2006)年に教育基本法が改正されることになる。そして、「我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養う」旨が目的として掲げられることになる。また、教育基本法と学校教育法の改正を受けて、平成20(2008)年の中央教育審議会の答申にて国際社会で活躍する日本人の育成を図るうえで、日本の伝統文化のよさを発展させるための教育の必要性が示されたことで武道教育の完全必修化が実現することになる。

これらの、一連の経緯によって武道は戦後保健体育科目において必修化することになる（2012年完全実施）。

以上の事象について、平成元（1989）年から武道必修化への平成20（2008）年が新たな武道の現代化また武道教育の変遷における第5段階として指し示すことができるのではないだろうか。

5. 戦後武道教育の課題

本節では、武道必修化以降どのような問題が学校教育において示唆することができるのかを検討する。その理由は、先行研究についても戦後レジームや武道とスポーツという枠組みをいかにとらまえるべきかという新たな問題を明らかにすることでその意義を還元してきたと推察するからである。また、併せて今後新たな第6段階とも考えられる事象を検討し今後の学校教育への還元を試みる。

武道必修化が完全実施され10年以上が経過したことで学校教育も大きく変化している。多文化共生を旗印にした地方自治体の活動をはじめ、各教育段階において異文化や多様性を尊重する教育が叫ばれる様になる。学校においては、学習者の心身共に安全で安心できる学び舎であることが今日求められているのではないだろうか。教育社会学では学校における武道実践、とくに柔道についてその安全性が疑問視されている。

まず、事故についてであるが、学校と死亡事故に関する研究において、学校での事故死の約半数が保健体育の授業や部活動などの体育活動において発生していることが明らかにされている（村田祐樹・内田良・甲斐久実代・渡邊丈眞：2015）。このような、学校での営みと学習者の死亡事故について村田ら（2015）は、教師はその授業実践において死亡事故と遭遇する可能性が高いことを指摘し、今後より学校が安全に学習者を支援することの必要性を指摘している。また、今後の教員育成について事故にいかに対応するのかをマニュアルとして形にする必要性を指摘し、学校教育における安全性確保の方策を明瞭にすることを試みている。

他方で、内田良（2010）は、柔道の死亡事故について他の運動競技よりも実践者の死亡事故の割合が多いことを学校とリスクの管理という視点から問題視している。

表 1 部活動における死亡事故の発生件数と発生確率
(1998 年度～2007 年度 (10 年間) 発生の事例)

部活動	中学校			高校		
	a : 死亡生徒数	b : 部活動参加生徒数 (のべ人数)	c : 死亡確率 (10万人あたりの死亡生徒数)	a : 死亡生徒数	b : 部活動参加生徒数 (のべ人数)	c : 死亡確率 (10万人あたりの死亡生徒数)
陸上	4	1,853,690	0.216	7	928,600	0.754
バスケットボール	10	3,487,530	0.287	11	1,596,330	0.689
サッカー	5	2,113,910	0.237	8	1,495,910	0.535
野球	9	3,135,200	0.287	15	1,541,750	0.973
バレー ボール	3	2,591,970	0.116	6	1,185,030	0.506
テニス・ソフトテニス	8	4,220,370	0.190	4	2,120,500	0.189
卓球	3	2,596,210	0.116	1	670,620	0.149
ソフト ボール	1	612,350	0.163	2	314,020	0.637
柔道	12	531,170	2.259	11	356,280	3.087
剣道	2	1,225,260	0.163	7	593,820	1.179
ラグビー				11	304,190	3.616

出典：内田良（2010），p.208

上記は、2007 年までの部活動における種目別死亡事故割合を示したものである。内田は、柔道における競技的性格に起因する死亡事故割合の多さに注目し武道必修化について次のように指摘している。

柔道は身体とくに頭部に直接的な衝撃が与えられかねない競技であり、それが圧倒的に高い死亡確率をもたらしていると考えられる。こうした危険性を併せもっているいっぽうで、柔道は今日、「武道」の一つとしてその意義が強調されている。武道は、学習指導要領の改訂によって中学校では生徒全員の必修（1・2年生）とされた。必修化とは字義通りにいえば、「選択から必修へ」の移行であるが言い換ればそれは「一部から全員へ」の移行でもある（2012年度から完全実施）。すなわち、死亡事故を高い確率で引き起こしうる柔道という競技に、女子生徒を含めて、これまでとは比にならない大多数の生徒が参加する可能性が高まったということである。（内田 2010：212-213）

現に武道という営みの中で柔道は剣道や弓道、杖道といった武道とは異なり道具の使用がなく身体への負担が大きいと考えられる。そのため、身体的発達段階にある学習者をその対象とする場合より死亡リスクに留意する必要があると考える。

また、死亡事故とは性格の異なった問題も存在する。伊藤靖幸（1995）は学校における多文化的な背景を持つ学習者への教育委員会や学校の運営方針を再検討することの重要性を指摘している。具体的に武道教育に関するものとして、学校における剣道授業による神戸市立高専事件⁴⁾を取り上げ、宗教上の理由など学習者の文化的背景について教育委員会をはじめとした学校の対応が柔軟とは言い

難いものであったと指摘し「管理主義教育姿勢」(伊藤 1995 : 第2章第3節)という言葉で批判している。

学習者の文化的・社会的背景について留意することが学校教育において重要であることはこれらの指摘からも推察することができるが、武道教育においては学習者の心身の安全を充分に考慮し、マイノリティの学習者にも日本の伝統文化をいかに学校教育において体現するかその方策を検討する必要があると考える。また、今後はより多文化的な学習者の存在が見逃せない為、第6段階となりえる今日については教育現場において共通の武道に関する歴史的・文化的概念の認識をより強固なものにする必要があるのではないだろうか。

他方で、伊藤（1995）の指摘から今後より留意する可能性があるものとして武道における礼法とともに「神前への挙手」が今後の学校教育において様々な理由から礼法という行為自体を拒絶する学習者が出てくることもありえる。その他、様々な要因で武道授業を拒絶する学習者がいるときどのような手引きで学校教育として対応することが適当であるのかを検討する必要があると考える。

5. おわりに

前節では、武道教育における問題を提示したが、本節では今後より求められる武道教育の方向性をまとめとともに示す。

本稿の目的は、目まぐるしく変化する今日の学校教育における伝統文化教育（武道教育）をとらえ直すことで伝統文化教育における理論の部分的更新や武道教育における一方向性を指し示すことであった。本稿では、下島・根上（1981）による武道現代化の4段階について学校教育と結び付け細々に分析し新たな段階である第5・6段階がどのようなものであるか検討することを試みた。

その結果を下島・根上（1981）の記述にならい次のようにまとめる。

第1段階（昭和25年から28年）

終戦において、禁止されていた武道が近似した性格を有する競技（しない競技）を設置するなど様々な形で復活し、学校教育にも段階的に浸透していった。

第2段階（昭和30年代）

学習指導要領において、柔道と剣道が男子体育では選択必修として設置される。また、昭和35（1960）年の改訂において「格技」という表現が用いられ、学校教育において武道は「格技」の性格を有する対人スポーツというとらえ方がなされるようになった。

第3段階（昭和30年代後半から40年代前半）

「武道」という言葉が使用されるようになり、学校教育における武道をどのように位置づけるかが大きな問題として注目される。また、戦後レジームの性格を内包した学校教育において「武道」を「格技」として定着することに積極的であった。

第4段階（昭和40年代後半から昭和50年代）

現代化する学校教育に伴い「武道の現代化」が求められた。また、スポーツでありながらも「武

道」としてのあり方が問われる。

第5段階（平成元年から平成20年代）

学習指導要領において「格技」という文言が「武道」へと改められ、武道の必修化が明記される。また、日本人としての伝統文化の理解と国際化する世界情勢へ対応できる人間の育成としてその役割が期待されることになる。

第6段階（平成20年代から現在）

身体的事故への配慮、多文化的な学習者への配慮をはじめとした様々なリスク管理を行った学習の展開が学校教育において期待される可能性がある。また、武道という営みに内在する問題を新たにとらえ、今後より良い実践が期待される段階に今日いたっていると考えられる。

今後より多様性が広がりを見せると考えられる学校教育は、これまで以上に教育の実践において配慮する必要性が強くなるのではないだろうか。それは、武道も例外ではなく今一度批判的立場からとらえなおすことで今後のより良い学習展開に繋げる必要があると考える。これまでの先行研究で武道教育と学習者の多様性に目を向けたものは管見の限り少ない。他方で、体育教科において多様な学び手がそれぞれの良さを最大限に発揮する共生体育の在り方が昨今注目されている（梅沢秋久 2020）。このような中で、本稿で示した体育科目における武道という領域もその例外とは言い難い可能性を指し示したこと意義があったと考える。

また、学習者の多様な社会背景と結び付きが強い事もあるため、今後は武道と宗教の関係性などについて焦点を当てるなど、武道教育が様々な配慮を必要とする今日の学校教育においてより配慮を必要とする教育活動である可能性を検証し、実際の授業における実践事例について社会調査を実施するなど、今後さらなる検討の必要があると考える。併せて、本稿では歴史的変遷に注目したため今後は、和文化教育における武道の位置づけと意義についても更に精緻化することを試みる。

英文要約

With the goal of partially updating the theory of traditional cultural education, especially martial arts education, we attempted to analyze in more detail the changes in the modernization of martial arts as indicated in previous studies. At the same time, we examined the unidirectional nature of martial arts education in the future, and the issue of flexible response to learners with multicultural backgrounds emerged, suggesting the possibility that more attention to learners is needed.

脚注

- 1) 中村哲（2012）は、学校における武道教育の意義を心技体の一体による学びであるとして「心の耕し」（中村 2012：35）と表現した。

2) 日本スポーツ振興センターホームページ：

https://www.jpnsport.go.jp/sinko/Portals/0/sinko/sinko/pdf/sinkou_hou.pdf, 最終確認日, 2023, 11, 8

- 3) 堀尾 (2015) は、第二次世界大戦後に確立された世界秩序の体制や制度背景とした日本の主軸を指し示す言葉として 2006 年に発足した安倍内閣の「戦後レジームからの脱却」というスローガンからとらまえて戦後レジームと表現した。
- 4) 公立学校の在学生が、自己の宗教的信条に反するという理由で、必修科目である剣道の履修を拒否したため留年処分となり、更に翌年度も原級留置処分を受けたために、学則にしたがい学校長により退学処分を受けたところ、当該処分が違法であるとして取消しを求めた行政訴訟（最高裁判所 1996）。

参考文献

- 伊藤靖幸, 1995, 「神戸市高専事件をめぐって」『大阪高法研ニュース』第 158 号.
- 上坂康博, 2016, 「GHQ 占領下における剣道——規制, 存続, スポーツ化, 芸能化の諸相」『一橋大学スポーツ研究』No. 35, pp. 3-17.
- 内田良, 2010, 「学校事故の『リスク』分析——実際と認知の乖離に注目して」『教育社会学研究』第 86 号.
- 梅沢秋久, 2020, 「広義のインクルーシブ体育における資質・能力育成の実証的研究——ケアに注目して」『科学研究費報告書』第 2 版.
- 鬼澤佳弘, 2009, 「中学校武道の必修化」『武道学研究』40 卷 3 号, pp. 35-41.
- 金炫勇, 2018, 「第 1 章 武道教育に求められるもの」『武道をたずねて——武道教育への活用』大阪教育出版.
- 酒井利信, 2016, 「戦後の武道」BUDO world ホームページ：<https://budo-world.taiiku.tsukuba.ac.jp/category/basicknowledge/history/>, 最終確認日 2023, 11, 8 .
- 下島浩二・根上優, 1981, 「スポーツと武道」『武道学研究』14 卷 2 号, pp. 19-20.
- 中村哲, 2012, 「武道教育の意義と展望」『人間開発学研究』3 号, pp. 27-36.
- 堀尾輝久, 2015, 「戦後レジームからの脱却と教育基本法改正」『研究室紀要』第 32 号, 東京大学大学院教育学研究科教育学研究室.
- 村田祐樹・内田良・甲斐久実代・渡邊丈眞, 2015, 「保健体育科教職課程における『体育活動中の死亡・重度の障害事故』の取り扱いに関する研究——保険体育科教職課程で使用できる『スポーツ事故対応マニュアル』の開発をめざして」『2014 年度笛川スポーツ研究助成研究成果報告書』pp. 346-353.

参考資料

- 最高裁判所, 1996, 『最高裁判判例集』第 50 卷 3 号, pp. 469
- 文部科学省, 1956, 『高等学校学習指導要領——保健体育編』
- , 1960, 『高等学校学習指導要領』
- , 2007, 『柔道指導の手引き』